

仙台市 一般廃棄物処理 基本計画

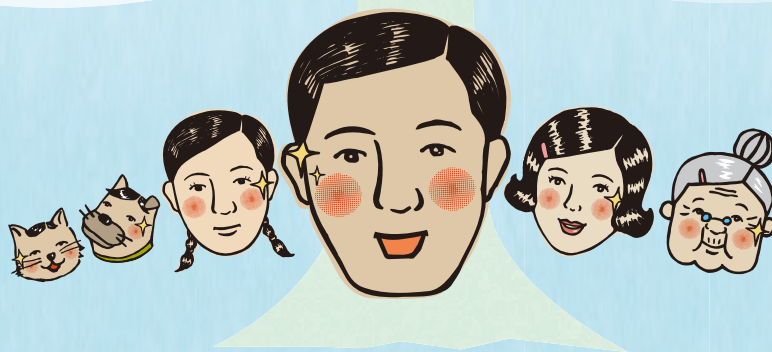
[令和8年3月改定版]

令和3年度
(2021年度)



令和12年度
(2030年度)

概要版



◆“杜の都の資源”◆を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

令和8年3月
仙 台 市

01

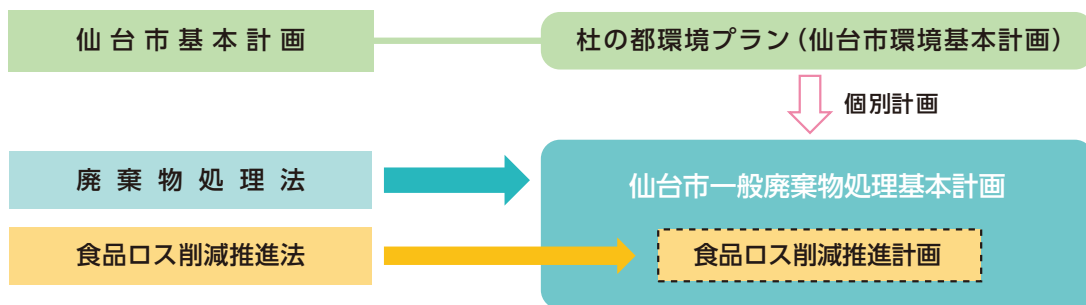
一般廃棄物処理基本計画とは

▶ 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画であり、ごみ減量・リサイクルの推進など、市域内における一般廃棄物処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針と施策などを定めたものです。

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の個別計画として位置づけられます。

さらに、本計画には、食品ロス削減推進計画を、廃棄物分野における取り組みとして内包します。



▶ 計画改定の趣旨

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間であり、計画期間の5年目となる令和7年度（2025年度）に実施した中間評価の結果、廃棄物処理に関する動向や社会状況等の変化を踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

計画後期の5年間、さらにその先を見据えて、“杜の都仙台”の豊かで美しい環境を次世代へ引き継ぐため、本市の強みである市民・事業者との協働による取り組みを進めるとともに、持続可能なまちづくりに向け、資源の循環的な利活用の取り組みを一層推進していきます。

02

計画の基本的な考え方

本計画では、上位計画の理念や目指す都市像を踏まえながら、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行及び「仙台市ダイバーシティ推進指針(令和7年(2025年)3月策定)に基づくダイバーシティまち

づくりの視点について、それぞれ以下のとおり計画の基本的な考え方に取り入れるとともに、基本方針・施策等へ反映します。

◆“杜の都の資源”◆を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、世代や国籍の違い、障害の有無なども含め、誰もがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3Rに取り組めるよう、市民や事業者など多様な主体と協働して、循環経済への移行に向けた意識醸成・行動変容を推進するとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

03

廃棄物処理に関する動向と今後の課題

世界的な課題であるプラスチックの有効活用に向けて、令和4年(2022年)に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたほか、令和6年(2024年)には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行が国家戦略として位置づけられました。

また、令和7年(2025年)には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次)」が閣議決定されています。

本計画の目標の進捗状況や資源循環分野の動向等を踏まえ、本市の一般廃棄物処理に関する課題を次のとおり整理しました。

国内外の動向

- SDGs (持続可能な開発目標)
- プラスチック資源循環促進法
- 第五次循環型社会形成推進基本計画
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次)
- 多発する自然災害・感染症の流行

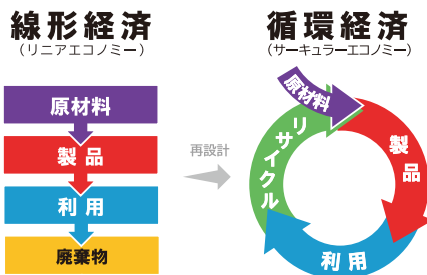
今後の課題

- プラスチックごみ・食品ロスを中心としたごみの発生抑制
- ごみの適正排出と分別の徹底
- 地域における3R推進に向けた担い手の育成
- 災害等に強い安定的な処理体制の確保

04

循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

これまで主流であった「線形経済(リアエコノミー)」と呼ばれる大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済活動から、従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、限りある資源を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換が世界の潮流となっています。



05

プラスチックごみによる海洋汚染

現在使われているプラスチックの多くは、水や土の中で分解されることはありません。ポイ捨てなどの無責任な行動により川や海に流れ出てしまい時間をかけて細かく砕け、微小なマイクロプラスチックとなり、海洋生物の体内に取り込まれる等の被害が生じています。

今私たちにできること、例えば、「使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用を控える」「繰り返し長く使う」「廃棄の際は分別を徹底する」といった行動を意識することが大切です。

06

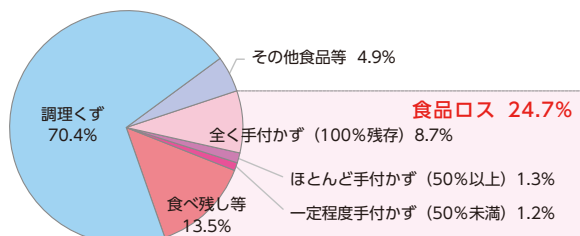
食品ロスの実態

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

国の調査では、日本における食品ロス量は464万トンともいわれており、国民1人当たり換算すると「おにぎり1個分(約102g)の食べもの」が毎日捨てられていることとなります。(農林水産省及び環境省「令和5年度(2023年度)推計値」)

本市では、家庭から出る生ごみに占める食品ロスの

割合は24.7%で、約1.2万トンにもなります。(令和6年度(2024年度)仙台市一般廃棄物処理実態等調査より)



▶ 計画期間に実施した主な事業

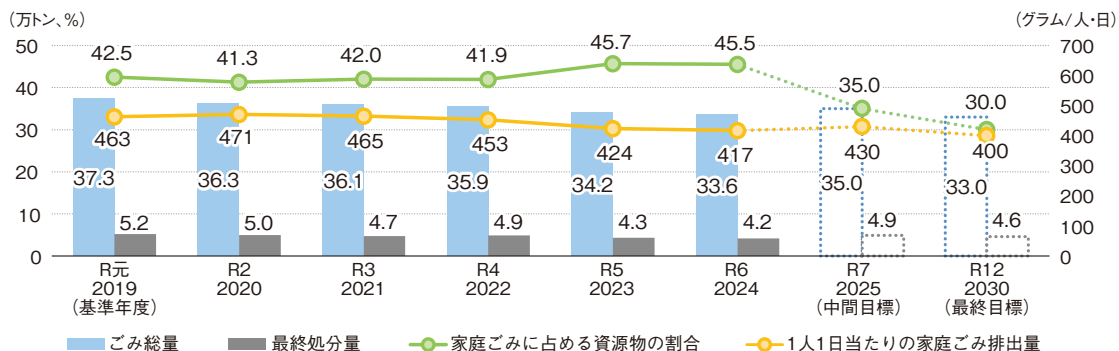
ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種広報や、令和5年度(2023年度)に全市展開した製品プラスチック一括回収・リサイクル、家庭ごみ等指定袋の全面リニューアルなど、様々な事業を実施してきました。

年度	主な事業
R3 2021	・「資源とごみの分け方・出し方」の全面改訂、「ワケルネット」のリニューアル ・粗大ごみインターネット受付機能の拡充（申込可能品目の増：127 → 255）
R4 2022	・使用済みペットボトルの水平リサイクルの取り組みを開始 ・使い捨てプラスチック削減に向けた「プラスチックは必要な分だけキャンペーン」の実施 ・リチウムイオン電池等の分別収集開始 ・プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化計画の環境大臣・経済産業大臣認定取得（全国第1号） ・小売店での食品ロス削減に向けたマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」の運用を開始
R5 2023	・製品プラスチック一括回収・リサイクルを全市で開始 ・資源循環の「見える化」関連事業（「みんなで作る！リサイクルハンガープロジェクト」等）の実施 ・プラスチック資源循環に係る対話型イベント「せんだいレポート」の開催 ・飲食店等での食品ロス削減に向け「ペロリでキラリおいしく食べきろうキャンペーン」の実施 ・家庭用除湿器等からのフロン回収体制構築に向けた実証事業の実施 ・今泉工場建替事業に着手 ・災害廃棄物処理支援として被災地へ職員を派遣（令和5年7月及び9月に発生した大雨・台風災害（秋田県秋田市・福島県いわき市）、令和6年能登半島地震）
R6 2024	・災害廃棄物処理支援として被災地へ職員を派遣（令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨による被害（山形県鮭川村）） ・家庭ごみ収集運搬ルート最適化実証事業の開始 ・定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業を開始 ・一般廃棄物処理実態等調査の実施 ・資源循環の「見える化」関連事業（リサイクルタンブラーの製作・イベントでのPR）の実施 ・家庭ごみ等指定袋のリニューアル（ユニバーサルデザイン化）
R7 2025	・家庭ごみ・プラスチック資源収集運搬ルート最適化実証事業の開始 ・定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業の対象エリアを拡大 ・今泉工場建替基本計画の策定

▶ 基本目標の進捗状況

基本目標	基準値 令和元年度 (2019年度)	実績値 令和6年度 (2024年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	最終目標 令和12年度 (2030年度)	評価
ごみ総量	37.3万トン	33.6万トン	35万トン	33万トン	○
最終処分量	5.2万トン	4.2万トン	4.9万トン	4.6万トン	○
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463グラム	417グラム	430グラム	400グラム	○
家庭ごみに占める資源物の割合	42.5%	45.5%※	35%	30%	△

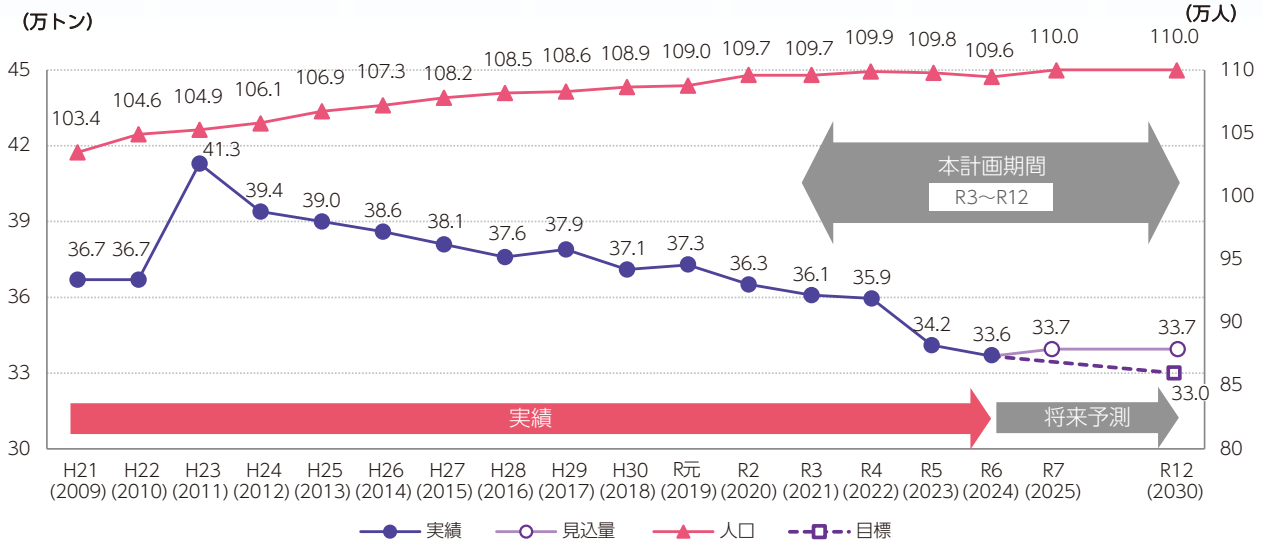
※令和5年度(2023年度)に製品プラスチック一括回収を全市で開始したことに伴い、当該年度から製品プラスチックを資源物として計上しています。



- ごみ総量、最終処分量、1人1日当たりの家庭ごみ排出量については中間目標を達成する見込みです。
- 家庭ごみに占める資源物の割合については、高止まりで推移しており、さらなる分別徹底に向けた取り組みを強化する必要があります。

08 将来ごみ量の見通しと目標

本計画では、プラスチックごみや食品ロスの発生抑制、家庭ごみの分別徹底により、ごみ総量を令和12年度(2030年度)に33万トン以下にすることを目指します。



09 基本目標

- 発生抑制と再使用を優先的に推進する目標として①ごみ総量を設定します。
- 環境負荷の低減に向け埋立地の延命化を図る目標として②最終処分量を設定します。
- 市民にとって身近な取組目標として③1人1日当たりの家庭ごみ排出量、④家庭ごみに占める資源物の割合を設定します。
- なお、②最終処分量は、中間評価の結果を踏まえ、今回の改定で最終目標を見直し、さらなる減量を目指します。

基本目標	基準値 (R元年度)	中間目標 (R7年度)	最終目標 (R12年度)
①ごみ総量	37.3万トン	6%削減 → 35万トン	12%削減 → 33万トン
②最終処分量	5.2万トン	6%削減 → 4.9万トン	23%削減 → 4.0万トン (見直し前: 4.6万トン)
③1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463グラム	7%削減 → 430グラム	14%削減 → 400グラム
④家庭ごみに占める資源物の割合	42.5%	7.5ポイント引き下げ → 35%	12.5ポイント引き下げ → 30%

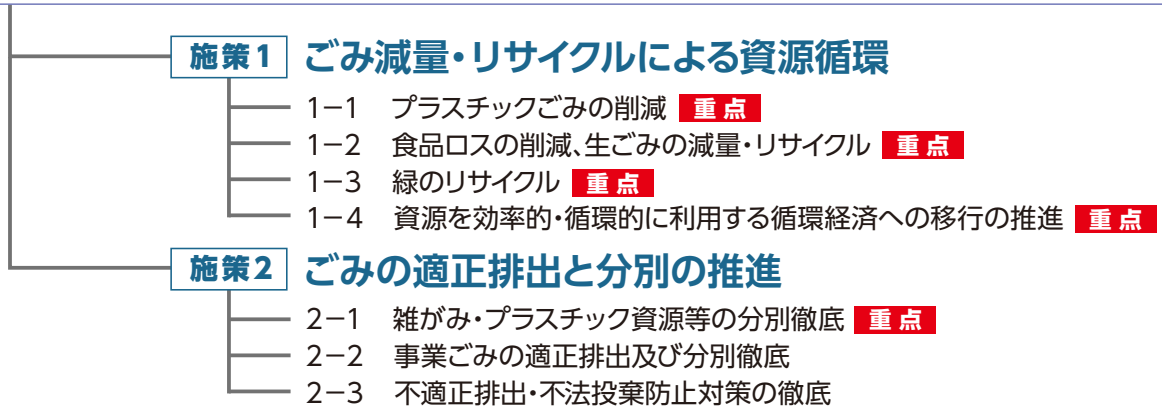
- 目標を達成する上で必要な取組状況等を把握する参考指標として①事業ごみ量、②リサイクル率、③家庭系食品ロス量、④廃棄物分野の温室効果ガス排出量を設定します。

参考指標	基準値 (R元年度)	中間目標 (R7年度)	最終目標 (R12年度)
①事業ごみ量	13.9万トン	7%削減 → 13万トン	14%削減 → 12万トン
②リサイクル率	28.5%	1.5ポイント引き上げ → 30%	3.5ポイント引き上げ → 32%
③家庭系食品ロス量	1.8万トン	22%削減 → 1.4万トン	半減 → 9千トン
④廃棄物分野の温室効果ガス排出量	13.7万トン-CO ₂	13%削減 → 12万トン-CO ₂	27%削減 → 10万トン-CO ₂

10 基本方針と施策の体系

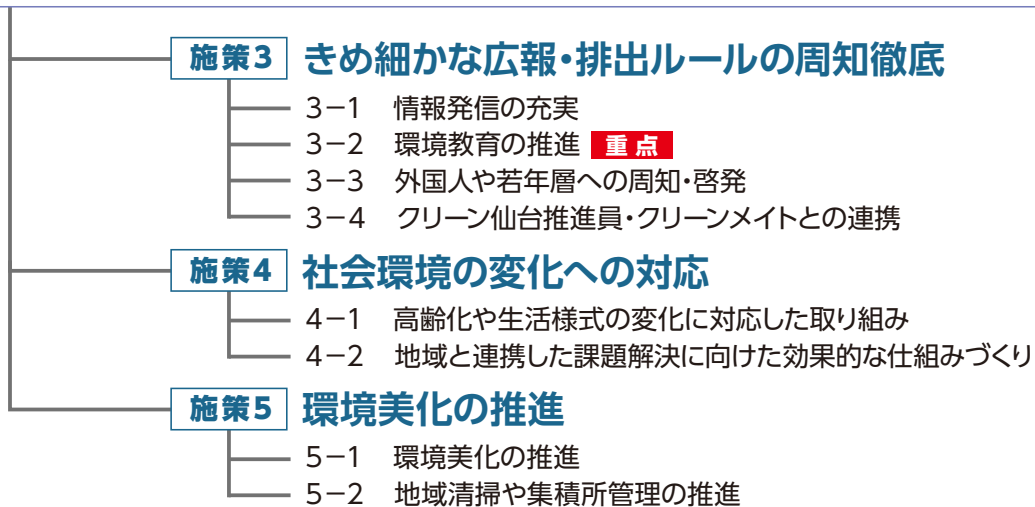
基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

「モットイナイ」の心を育て、3Rによるごみの減量とリサイクル推進に取り組むとともに、市民・事業者と連携して循環経済への移行を推進します



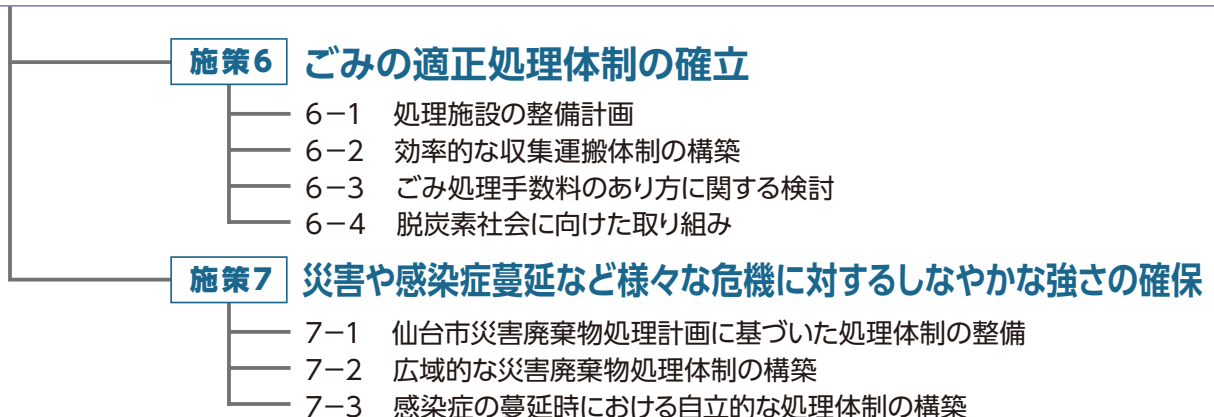
基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

3Rやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます



基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

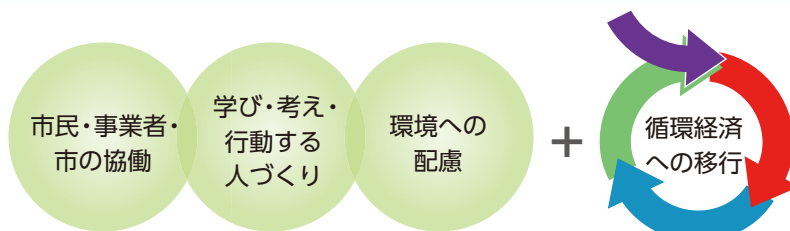


重点的な取り組み

- 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用抑制と、プラスチック資源の分別・リサイクルの推進
- 食品ロスの削減と、生ごみの発生を極力減らすライフスタイルの定着
- 3Rに主体的に取り組む人づくりに資する“学びの場”の充実
- 廃棄物系バイオマスによる資源・エネルギーの利活用の推進
- 資源の水平リサイクルの推進等、資源を効率的・循環的に利用する循環経済への移行の推進

▶ 視点

廃棄物処理に関する動向と今後の課題を踏まえた3つの視点に、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を新たに追加し、4つの視点のもとそれぞれの取り組みを横断的に推進します。



11 計画推進の主体

◎市民の役割

■ 排出者の責務

- ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源物の分別徹底など、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組みます。
- 一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。
- 公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の利用等、効率的な生活排水処理に努めます。

■ 地域コミュニティの充実

- 集団資源回収や地域清掃、地域ごみ出し支援活動など、地域に根ざした取り組みに協力します。

◎事業者の役割

■ 排出事業者の責務

- ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。
- 資源物や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業ごみの適正排出を推進します。
- 公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の利用等、効率的な生活排水処理に努めます。

■ 生産者責任等

- 環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進します。

◎市の役割

■ 排出事業者としての責務

- 「仙台市環境行動計画」の実践により、市民や事業者の模範となるべく、市職員一人ひとりが率先してごみ減量・リサイクルの推進に努めます。

■ 計画・施策の実行

- 世代、国籍、障害の有無などにかかわらず市民・事業者の誰もがごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。
- ごみの排出ルールや新たな資源化の取り組みの普及啓発に努めます。
- 社会状況等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応します。

■ 安定的な処理体制の確保

- 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行います。
- 大規模災害の影響を考慮した施設のあり方や広域的な処理等の方向性について検討を進めます。
- 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。
- 感染症の蔓延時においても委託業者や許可業者と連携し、ごみ処理の継続を図ります。

12 生活排水処理に関する事項

本市の汚水処理施設整備は概成し、汚水処理人口普及率は99.8%に達しています。引き続き「仙台市下水道マスタープラン」に基づき、生活排水の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の

向上を図るとともに、生活排水処理施設で発生した汚泥やし尿・浄化槽汚泥の有効活用を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

私たち一人ひとりにできること

家庭や職場でのごみ減量・リサイクルの推進、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取り組み

ご家庭では… 1人1日当たりの家庭ごみ排出量400gを達成するためには、次のようなライフスタイルを定着させることが重要です。

家庭ごみを減らす取り組み例

- 雑がみの分別を徹底します



雑がみを分別すると **-55g** ↓

- 生ごみは十分に水きりをします



水きりの徹底で **-20g** ↓

- 冷蔵庫の整理整頓により、無駄な食材は購入しません



手付かず食品がなくなると **-10g** ↓

- 着なくなった服は、集団資源回収や資源回収庫へ出します



古着をリユースすると **-15g** ↓

※重さは目安です。令和6年度の家庭ごみに含まれる生ごみや雑紙などの割合から算出しています。

職場では… 事業ごみは、その業種や業態により発生するごみが多種多様です。それぞれに工夫してごみ減量に努めていくことが重要です。

事業ごみを減らす取り組み例

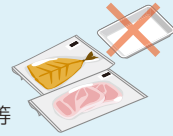
■ 事務所の場合

- ペーパーレス化、裏紙の使用により紙の使用量を削減
- 事務用品は充填式のものを使用



■ 小売業の場合

- 過剰包装はせずに簡易包装を利用
- 買う側が必要な量や包装を選べる量り売り等による提供



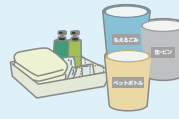
■ 飲食業の場合

- 小盛メニューの提供、食べ残しの持ち帰りの推奨
- 材料の仕入れは、通い箱を使用し、発泡スチロールや段ボールは再利用



■ ホテル・旅館の場合

- アメニティの簡素化
- 宴会メニューを工夫し、食べ残しの少ない食事を提供
- 客室やフロントに、複数のごみ箱を設置し、ごみの分別を促進

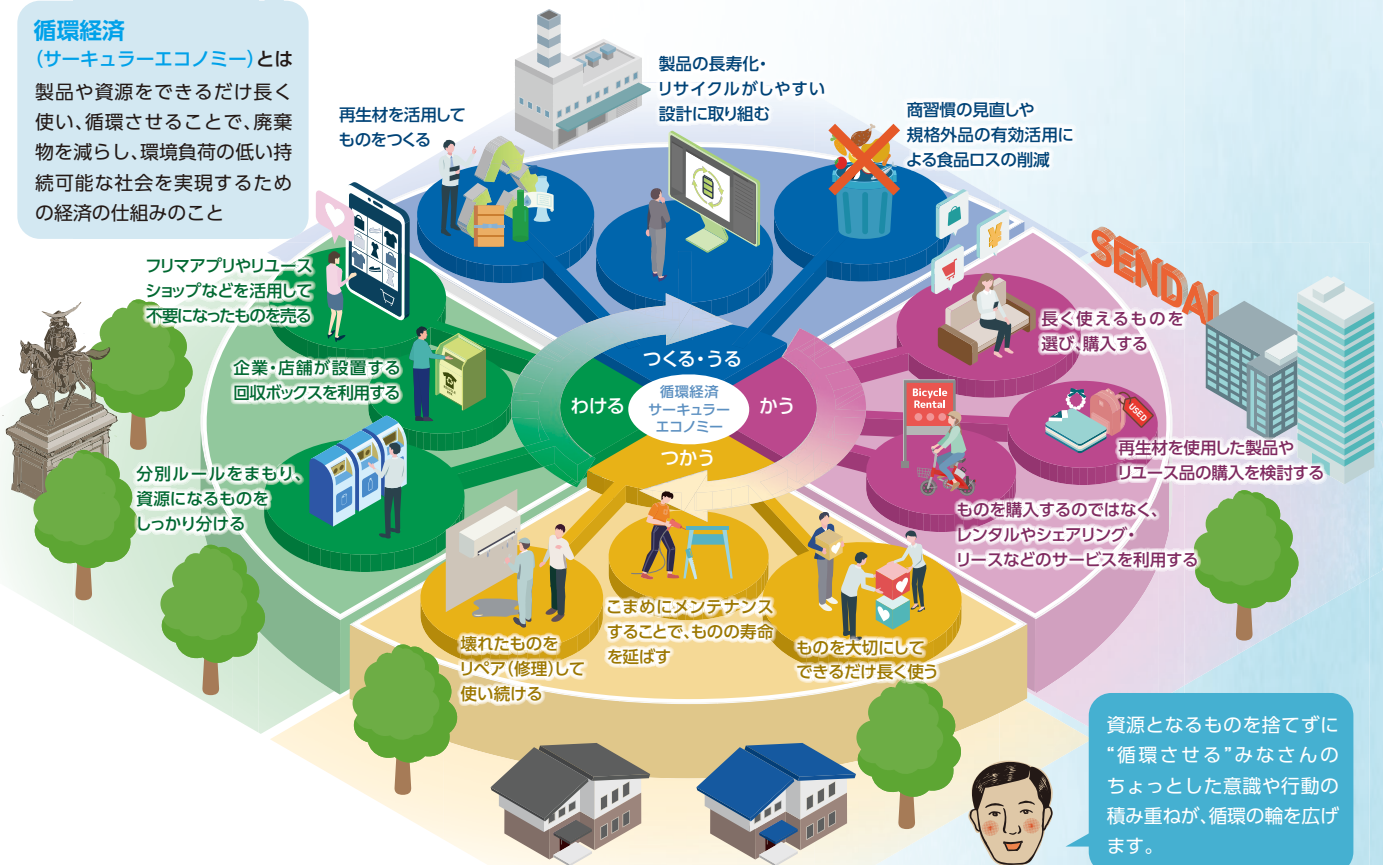


さらに、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取り組みとして

—資源を可能な限り循環させ、ごみを極力出さないための取り組み例—

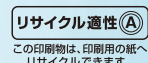
循環経済

(サーキュラーエコノミー)とは製品や資源をできるだけ長く使い、循環させることで、廃棄物を減らし、環境負荷の低い持続可能な社会を実現するための経済の仕組みのこと



仙台市一般廃棄物処理基本計画[令和8年3月改定版] 令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

令和8年3月
発行・編集 仙台市環境局資源循環部資源循環企画課
TEL 022-214-8230 FAX 022-214-8840 E-mail kan007210@city.sendai.jp



再生紙使用
この冊子はリサイクルできます。「雑誌・雑がみ」に分別しましょう。